７月２０日東京「君が代」裁判（一次訴訟）控訴審・第５回口頭弁論傍聴者の声を送ります。
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【2010・7・20】
**都教委は全体主義・独裁主義**

**裁判所は『法解釈の名において教育を窒息させている』**

　本日は、控訴側代理人　澤藤　統一郎弁護士と　白井　劍弁護士の意見陳述でした。

＊「お二人の弁護人が、真正面から人権を取上げて、大橋裁判長も陳述者の顔を見てしっかり聞いていた。阿部（行政法学者）意見書の要約として、『都教委は全体主義・独裁主義』、裁判所は『法解釈の名において教育を窒息させている』。　愛媛玉串料大法廷判例から、『儀礼だから憲法上の許されることにはならない』と引用、米連邦テインカ―事件判決からは『学校が全体主義の飛び地であってはならない』と引用。裁判所も真正面から受け止めて重い職務をしっかり果たしてほしい。」　　（Ｋ・Ｈ　退職者原告）

＊「授業を抜けるのが、だんだんむずかしくなってきて、今日はやっと傍聴することができました。短い弁論ではありましたが、明解で力強いものだったと思います。１０月１５日の浦部先生は、公民科の教員として最も尊敬している憲法学者のお一人です。 とても楽しみにしています。」　（Ｓ・Ｏ　現役原告）

とても楽しみにしています

＊「控訴側弁護団の明快な論述がどうして裁判官にはわからないのか。権力者側の不当な主張を支持、合理化する司法が情けない！！」　（匿名）

＊「阿部先生の考えを聞いてとても感動しました。私は教員ではありませんが、先生方があまりにもひどい目にあわされているので応援しています。」
　（Ｙ・Ｍ　市民）

＊「裁判を通じて、色々なことを知り、新たに本を読んだり、調べたりすることが多くありました。先日、布施辰治弁護士についての映画を見たり、息子さん、お孫さんの本を読んで、こんなに知らないことがあったと驚いています。
　今日の白井弁護士の陳述は、裁判長も白井弁護士の方を見ざるを得なかったのでしょう。弁護士さん、そして原告も、もっと訴えの力を強めなければと改めて思いました。」　（Ｍ・Ｉ　退職者原告）

＊「国家権力が人びとの精神の内面までその支配を貫徹しようとする全体主義・独裁主義の思想を都教委が持っている、との澤藤弁護士の陳述は、生徒への『思想・信条の自由』の説明すら都教委が禁じている以上、訴えは当然だ。」　（Ａ・Ｎ　支援者）

＜ヒゲメモ＞
　澤藤弁護士からは、阿部泰隆教授（行政法学者）の意見書の論理の核心部分について裁判所の理解を求めた。最後に「法解釈の名において全体主義・独裁主義の思想に手を貸して、教育を窒息させる」との批判を受けることのなきように憲法の原点を踏まえた審理と判決を切望。
　白井弁護士からは、「儀礼」であれば憲法上の問題は生じないのか、そんなことはあり得ない。形式的な秩序が過度に強調され、「儀礼」だからと国家シンボルを強制がまかり通れば、教育はどうなってしまうのか。答えはまさに今の東京の教育現場にある。現実を前に裁判所は何をすべきなのか、と説得ある発言で締めくくりました。
　お二人の格調高い陳述をすべて紹介はできませんが、「断罪されるのは、教師として、人間としての尊厳をかけて不起立・不伴奏した教師ではなく、都教委である。目をしっかり開けて正しい判決を書きなさい。」と優しく、分かりやすく、力強く、裁判官を諭していました。

いよいよ**、次回が結審です。　１０月１５日（金）１３時３０分開始。**１０１号法廷。**浦部法穂憲法学者証人尋問**（控訴人側６０分間。処分者側３０分間）と決まりました。多くの支援者で見守ってください。

　　　　　　（請求人・代理人２２名。傍聴支援者１００名。満席感謝。　星野）